

# 坂田社労士事務所便り

## 平成 17 年 4 月からの年金制度

国民年金未納者数が、平成 15 年度末で 445 万人に達し、平成 13 年からの 2 年間で 120 万人近くの増加となったことが発表されました。自営業者の人達が加入する国民年金は、保険料を自分で納めなければならず、給料から天引きされるサラリーマンや公務員などに比べて未納が起りやすい状況にあります。社会保険庁では、これまで 3 年ごとに未納者数を公表してきましたが、今後は毎年公表する方針を固めました。

このような未納問題および少子高齢化が急速に進行する中で、将来にわたり「維持可能」で「安心」な年金制度とするための改正が進められています。

### ◆国民年金保険料の引き上げ

現在の国民年金保険料 13,300 円が、毎年 280 円ずつ引き上げられ、平成 29 年度以降には月額 16,900 円で固定されることとなります。

国民年金保険料は口座振替にすることができます。また、1 年分を前納すると、現金払いよりも 530 円の割引があります。

### ◆第 3 号被保険者の救済

第 2 号被保険者との結婚により被扶養配偶者となった場合、第 3 号被保険者となります。平成 15 年 3 月までは、本人が市区町村の国民年金課で手続きをする必要がありましたが、手続きを忘れていた場合は未納扱いとなり、遅れて手続きをした場合でも、過去 2 年分までしかさかのぼることができませんでした。

しかし、今回の改正により、住所地の社会保険事務所に届出を行えば、過去 2 年以前の期間についても第 3 号被保険者期間として取り扱うことができるようになりました。

### ◆在職高齢厚生年金の一律 2 割カットの廃止

今までの制度では、60 歳を超えて年金を受給しながら



ら就労している場合、60 歳台前半の方は、年金額の 2 割が自動的にカットされていました。高齢者の就労意欲を阻害する要因として議論されてきましたが、今回の改正により、一律 2 割カットが廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみとする仕組みに変更されることになりました。

### ◆納付猶予制度の新設

現行の免除制度では、低所得者の若者が所得の高い親と同居している場合等は、保険料免除の対象にはなりませんでしたが、今回の改正により、本人および配偶者の前年の所得が一定以下であれば、申請を行うことで保険料の納付を猶予することができるようになります。10 年以内であれば猶予した保険料を追納することができるようになりました。ただし、あくまで猶予であるため、年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額の計算には反映されません。

## 高齢者の賃金設定

改正高齢者雇用安定法によると、企業が労働者を 60 歳以降も継続して雇用するには、①定年を引き上げるか、②定年を廃止するか、③再雇用するか、の 3 つの方法が考えられます。大半の企業が再雇用制度を導入すると見られているのは、退職後に改めて雇用契約を結ぶことで賃金を下げられるからです。

## 4月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

60歳以降も働いた場合、高年齢雇用継続給付が支給されるケースが多くなります。同給付金は60歳以降の賃金が60歳時に比べて75%未満に減った場合、賃金額の減少率に応じて支給されるというものです。

60歳から受け取る厚生年金は、在職老齢年金という仕組みで賃金に応じて減額されますが、高年齢雇用継続給付の額によっても減額されます。また、前項にも記述した通り2005年4月からは、在職老齢年金の仕組みが変わります。変更前は、60歳台前半で働いていると年金は必ず2割以上減額されていたのですが、変更後は、賞与を含めた月給と1カ月分の年金の合計が28万円以下ならカットされないことになります。

社員の年金がカットされないように、賃金を月15～20万円に設定する動きが広がりそうです。賃金と年金の合計が月28万円とすれば、年収336万円となり、高年齢雇用継続給付を加えると、400万円弱になります。

失業給付から企業を対象とした雇用安定事業、そして雇用継続給付と、雇用保険事業は拡大してきました。長期化する景気低迷で、雇用保険財政も悪化しているのです。

一連の改正は、高齢者の就業意欲を損ねず、かつ公的年金財政収支を悪化させないためのギリギリの選択ではないでしょうか。高齢者の賃金を、意欲や能力にかかわらず低賃金に抑制しかねないという問題は残りますが。

茨木商工会議所65歳継続雇用達成事業で行ったアンケートでも、高齢者(60歳～65歳)を継続雇用する上で改善した点は、「賃金体系」が31%、「適正配置」が17%です。改善点において一番苦労した点は、やはり「賃金体系」が42%、「就業規則」が14%となっていました。

この結果からもわかるように、賃金体系の見直し・賃金額の設定が、雇用継続における企業の課題となっています。社会保険労務士などの働きが期待されていると思います。

～坂田からひとこと～

4月は法律改正等に伴い、給与に係る変更もあります。給与処理される際はお忘れにならないようご留意下さい。(雇用保険料率、介護保険料率)

1日

○労働保険の年度更新手続の開始(5月20日まで)  
[労働基準監督署]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)[労働基準監督署]

15日

○給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出(4月1日現在)[市区町村]

30日

○公益法人等の道府県民税・市町村民税均等割申告・納付[都道府県・市区町村]

○固定資産税(都市計画税)の納付(第1期分)[郵便局または銀行]

○最低賃金適用報告(4月1日現在の状況)の提出  
[労働基準監督署]

○軽自動車税の納付[市区町村]

○預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]

○労働者死傷病報告の提出(休業4日未満、1～3月分)[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[社会保険事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○健保・厚生保険料の納付【郵便局または銀行】

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出【社会保険事務所】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】